

(4) 用語解説

【あ行】

アカウミガメ

カメ目ウミガメ科のは虫類で、太平洋、大西洋、インド洋に広く分布し、温帯、亜熱帯域に産卵場を持つ。日本での産卵場は本州中部（石川県・福島県）以南から九州の太平洋岸と、南西諸島にある。本種は、ワシントン条約附属書Ⅰに記載され、種の保存法の国際希少野生動植物種に指定されているとともに、環境省レッドデータブックの絶滅危惧Ⅱ類(VU)に記載されている。明石市の海岸では、昭和 61(1986)年以降、上陸・産卵が確認されている。



東屋（あずまや）

公園や庭園などに設けた四方の柱と屋根だけの休息所。

アダプトプログラム

市民や事業者が、地域の共有財産である道路・広場・公園などの公共施設の里親となり、自らの活動と責任で清掃・美化・緑化などを行う協働まちづくりの制度。アダプト(ADOPT)とは、英語で「養子縁組」を意味する。明石市では、平成 22 年度末現在、駅前アダプト(2 箇所(3 団体))、道路アダプト(10 箇所)が活動を実施し、公園アダプト(12 箇所)が活動を予定している。



アマモ

日本中の波の静かな内海・内湾域の砂泥域に繁茂する沈水性の多年草。葉は稲に似ており、長さ 50～100cm 程度になる。アマモが大規模に繁茂した群落は「アマモ場」と呼ばれ、生物の生息・産卵・保育場所として、また、良好な漁場として機能する。



雨水一時貯留施設

浸水被害を軽減することを目的として策定された「明石市総合浸水対策計画」においては、公園や学校の校庭、公共駐車場など、比較的広い面積を有する公共用地（地下部分を含む）の周囲にブロックを積み・排水施設のせき止めを行う等して雨水を一時的に貯留する施設としている。

雨水幹線

排水施設が集水した地表水等を支障なく排水するための施設。本計画においては、開渠（蓋がされていない水路）として、藤江川と古城川の 2 河川を対象としている。

NPO

民間非営利団体 (Non Profit Organization) のことで、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。「特定非営利活動促進法」に基づく法人格を持った団体は「NPO 法人（特定非営利活動法人）」と呼ばれる。

オープンガーデン

個人の庭を一定期間において一般公開する活動。



オープンスペース

建築物のない一定の地域的広がりであり、その空間を構成する植生、水面などにより、環境の質の向上を図り、あるいは住民のレクリエーション需要に応えるもの。

屋上緑化

建築物の屋上を緑化すること。庭園的な空間をつくる屋上庭園などを含んだ概念。人工地盤緑化に包括されるケースも多い。近年では都市のヒートアイランド現象の緩和策、省エネ効果を発揮するための切り札としても注目されている。

オニバス

本州、四国、九州のやや富栄養化した湖沼、ため池、河川などに生育するスイレン科の一年生浮葉植物。植物体全体に鋭い刺があり、茎は塊状、葉は根生する。成長した浮葉の直径は 0.3～1.5m、ときに 2.0m を超える。池沼の開発や水質汚濁、土地造成等により減少し、現在は国内に総計約 9,000 個体が生育していると推定されており、環境省レッドデータブックの絶滅危惧Ⅱ類(VU)に記載されている。



温室効果ガス

地球大気中に放出されたとき、温室効果を引き起こす性質のある気体の総称。従来から問題にされてきた二酸化炭素 (CO₂) のほかにも、メタン (CH₄)、フロン、亜酸化窒素 (N₂O) なども温室効果を引き起こし、単位量当たりの効果が大きいため、排出量が少なくても地球環境への影響が甚大とされる。

【か行】

外来生物（外来種）

外来生物法においては、概ね明治以降に人為的に海外から導入された生物を指し、その中で特に、在来生物と競合、交雑、捕食等により地域の自然環境に大きな影響を与えるものを「侵略的外来種」としている。

環境体験学習

明石市が小学校 3 年生を対象に実施している「環境体験事業」における体験学習活動。平成 19 年度から開始され、平成 21 年度現在、全小学校で実施している。自然に対する畏敬の念をはじめ、命の大切さ、命のつながりを肌で感じながら、人間形成の重要な時期に、自然の美しさに感動する心を育み、自然の中で命のつながりを学んでいくことを目的としている。



協働

市民がまちづくりのプロセス（計画・実施・評価・改善の各過程）の中に参加し、市民と市又は市民と市民とが、それぞれの資源や専門性を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力を合わせることで、より良いまちを築き上げていくこと。

公園愛護会

公園の美化及び安全かつ健全な利用を図るとともに、生活環境の保全、公共施設愛護の精神の高揚を目的として、公園周辺の住民により構成された組織団体。その活動内容は、公園の清掃や除草など、比較的軽微な維持管理作業を行う。明石市には、平成 22 年度末現在、255 団体が登録・活動している。



【さ行】

里山（里地里山）	<p>原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域であり、農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた。里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域といえる。</p>	
市街化区域	<p>無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域。当該区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされる。</p>	
市街化調整区域	<p>無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域。当該区域は、市街化を抑制すべき区域とされる。</p>	
市民農園	<p>市民が野菜や花づくりを通して土や自然に親しみながら、農作業体験ができる場として設置された農園。明石市が設置している市民農園としては、平成22年度末現在、大久保町農園と石ヶ谷農園の2箇所がある。</p>	
食育	<p>「明石の恵を大切に！元気なまち明石」をめざし、全ての市民が健康でこころ豊かな生活ができるよう、明石の恵を大切に食文化を未来につなげ、自然にやさしい食環境づくり、健康づくりに向けた取組み。</p>	
人口集中地区（DID）	<p>国勢調査の結果をもとに設定される都市的傾向の強い地区。設定の要件は、国勢調査の基本単位区において、概ね人口密度が4,000人/km²以上の区域が隣接して、人口5,000人以上を有する地区とされている。なお、人口密度が低くても学校・工場・公園等の都市的な区域も含まれることがある。「DID」は、「Densely Inhabited District」の略。</p>	
生産緑地地区	<p>生産緑地法に基づき、良好な都市環境を形成することを目的として指定される市街化区域内の500m²以上の区域。指定を受けた場合、農地以外としての転用・転売は認められず、農地としての維持管理が求められるが、固定資産税や相続税の優遇措置がある。</p>	
生態系	<p>一定の場所にすむ全生物とその環境を、物質循環とエネルギーの流れに着目して1つのまとまりとして捉えたもの。生産者・消費者・分解者・無機的環境の4つが基本的な構成要素。海洋、湖沼、河川、森林、草原、砂漠、都市などが代表的な生態系であるが、数滴の水たまりから地球や宇宙まで、様々なレベルの生態系がありうる。</p>	
生物多様性	<p>あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。生物多様性には、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つの段階がある。</p>	

剪定枝 公園の樹木や街路樹、庭木などの生育や樹形の管理を目的に切りそろえられた枝の切りくず。結実を均一にしたり、樹形を整える他、特に街路樹の場合は落葉の散乱防止や、木の生長・枝の伸展に伴い信号等の見通しを悪化させるのを防ぐためなど、本来の樹木の生長に関わりのない（むしろ抑制するための）剪定を施されることも多い。

【た行】

地域性種苗	<p>園芸・緑化資材としての種子や苗木について、植栽地と同一の地域から産出されたものを指す。ただし、現時点では、その地域性の範囲の明確化や生産・流通体制の確立等はなされていない。</p>
地球温暖化	<p>地球表面の気温が上昇して気候が変わる現象。原因は化石燃料の燃焼と、焼き畑耕作などによる二酸化炭素やメタン、フロンなどの温室効果ガスの放出、森林破壊、砂漠化などとされている。</p>
チップ化	<p>公園や街路樹等の剪定枝を木材破砕機等により破砕処理すること。焼却処理せずチップ化し、再利用する事によってゴミの減量化を図ることができる。主な用途としては、堆肥化用資材や土壌改良材、マルチング材、舗装材等への利用がある。</p>
透水性舗装	<p>隙間の空いた舗装体を通して、雨水を地中に浸透させる又は一時貯留して蒸発散によって排水する機能を持つ舗装。降雨時の一時的流出量の増大を大幅に緩和するとともに、地下水の涵養、舗装下の地中生態系の改善等の効果が期待される。</p>
土地区画整理事業	<p>土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業。</p>

【な行】

二級河川	<p>一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、都道府県知事が指定した河川。管理は、その河川のある都道府県の知事が行う。一級河川のように水系の指定は行わない。明石市内には、明石川をはじめとして6河川が指定されている。</p>
農業振興地域	<p>農振法に基づき、今後相当長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が指定する区域。</p>
農用地区域	<p>農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。</p>

【は行】

バリアフリー	<p>ハンディキャップ者の行動の妨げとなる、物的・心理的・制度的な障壁を除去すること。</p>
ヒートアイランド現象	<p>都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の</p>

低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒート(熱)アイランド(島)という名称が付けられている。

ビオトープ ドイツ語で生物を意味する bio(ビオ)と場所を示す top(トープ)を組み合わせた合成語。特定の生物が生存できるような環境条件を備えた均質な空間。また、自然環境を保全し創造するための基本となる生物の生息空間。

普通河川 一級河川、二級河川、準用河川のいずれでもない、河川法で法的な適用をうけない河川(法定外河川)。明石市内には、東川をはじめとして7河川が指定されている。

壁面緑化 建築物の壁面をはじめ、住宅を囲むコンクリートブロック塀、道路に設置される遮音壁、ダムコンクリート擁壁、高架道路の橋脚などの垂直構造物面を主として、景観対策を目的にツル植物等で緑化すること。温度差によって生じる壁面のひび割れの防止、照り返しの防止、西日除け、省エネ効果、ヒートアイランド現象の緩和、大気浄化等の機能効果がもたらされる。

保安林 水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

防災ファニチャー 公園施設(東屋、ベンチ、スツール等)を災害発生時に、仮設テントやかまど、トイレ等に利用できるよう多様な機能を持たせた施設。

ポケットパーク 都市のなかに設けられた小公園。もともとはベストポケットパークと呼ばれ、ベスト(チョッキ)のポケットのように小さい公園の意味。

保護樹木 「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づいて指定される、市街地又はその周辺に所在する樹木であって、美観風致を維持するため保全することが必要な樹木。県立明石高校のクス等が指定されている。



保護樹林 「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づいて指定される、市街地又はその周辺の景観の優れた樹林であって、良好な自然環境の確保と市街地における美観風致を維持するため保全することが必要な樹林(樹木10本以上の集団)。県立明石学園のクス(20本)等が指定されている。



【ら行】

緑地協定 都市の良好な環境を確保するため、都市緑地法に基づいて緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。なお、平成7(1995)年の同法改正により「緑地協定」が「緑地協定」と変更された。



緑化重点地区 都市緑地法に基づき、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」(緑の基本計画)の必要に応じて定める「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」。

緑化地域 都市緑地法に基づき、都市計画区域内の「用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」。

**レッドデータリスト
レッドデータブック** 野生生物の保全のために、絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広めることを目的に環境省が作成・公表しているリスト。これを基に取りまとめたものをレッドデータブックという。



ワークショップ 地域に関わる多様な立場の人々が参加し、様々な課題に対して互いに協力して解決し、また、さらに快適なものにしていくために、各種の共同作業を通じて計画づくりなどを進めていく方法。



参考文献

- 生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会 (<http://www.cop10.jp/aichi-nagoya/biodiversity/index.html>)
 総務省 統計局 (<http://www.stat.go.jp/data/chiri/1-1.htm>)
 環境省 自然環境局 生物多様性センター (<http://www.biodic.go.jp/index.html>)
 環境省 自然環境局 自然環境計画課 (<http://www.env.go.jp/nature/satoyama/top.html>)
 農林水産省 農林水産関連用語集 (http://www.maff.go.jp/j/use/tec_term/index.html)
 林野庁 保安林制度 (http://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_2.html)
 水産庁・マリノフォーラム21「アマモ場の自然再生ガイドライン 豊かな海辺と暮らしの再生のために」
 水産庁 藻場の種類 (http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/tanenteki/kaisetu/moba/moba_genjou/syurui.html)
 明石市「明石市総合浸水対策計画」(2009)
 明石市「『協働のまちづくり』推進に向けて一協働のまちづくりに関する基本的な考え方」(2006)
 明石市「明石市食育基本方針」(2010)
 牧野富太郎「改訂増補 牧野 新日本植物圖鑑」(株)北隆館(1989)
 東京農工大学造園科学科編「造園用語辞典 第二版」(株)彰国社(2002)
 電山草 監修 小林達明・倉本宣 編集「生物多様性緑化ハンドブック 豊かな環境と生態系を保全・創出するための計画と技術」(株)地人書館(2006)
 三船康道+まちづくりコラボレーション 著「まちづくりキーワード事典 第二版」(株)学芸出版社(2002)
 (株)日立ソリューションズ「百科事典マイペディア」
 (株)朝日新聞出版「知恵蔵2011」
 (財)環境情報普及センター 環境情報提供システム(EIC ネット 環境用語集) (<http://www.eic.or.jp/>)
 (社)日本造園組合連合会「造園カタカナ用語辞典」
 日建学院「建築・土木用語辞典」
 宅地防災研究会「宅地防災マニュアルの解説(第二次改訂版)(II)」p.273